

# 岐阜県LPガス負担軽減事業 Q & A

令和5年7月4日改訂版

岐阜県LPガス負担軽減事業 事務局

## 【事業の基本事項について】

Q 本事業の目的や趣旨は。

A. エネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により都市ガス料金の負担緩和策が実施されていますが、LPガスを使用する一般消費者等は支援対象となっておりません。そのため、県内のLPガス一般消費者等に対する支援を行い、価格高騰による負担軽減を図るものです。

Q 本事業には必ず参加しなければならないのか。

A. 都市ガスと同様に、県内のLPガス一般消費者等の負担軽減を図るためには、LPガス販売事業者を通じた支援が不可欠であることから、該当する全ての事業者のご理解・ご協力とご参加をお願いします。

Q 申請書類等の提出方法は。

A. 原則、以下のメールアドレスまで書類を添付して送信してください。  
やむを得ない場合のみ、郵送でも受け付けます。

「岐阜県LPガス負担軽減事業 事務センター」

E-mail : [gifu-shikyu@g-shikyu.com](mailto:gifu-shikyu@g-shikyu.com)

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南1丁目11-12

岐阜県水産会館2F

岐阜県LPガス負担軽減事業 事務センター

※ 郵送の場合、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）でお送りください。

## 【事業期間中の値上げについて】

Q 要領では、支援対象期間に合わせた恣意的な値上げは認めないとあるが、支援対象期間は一切の料金の値上げをしてはいけないのか。

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げを制限するものではありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行った場合には、契約者から恣意的な値上げと捉えられる場合があります。

## 【対象となる販売事業者について】

Q 事業所が岐阜県外にあるLPガス販売事業者であるが、岐阜県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象になるのか。

A. 岐阜県外のLPガス販売事業者でも、岐阜県内でLPガスを使用する一般消費者等に対して利用料金の値引きを行うことができる場合は、本事業の対象となります。

Q 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きは何か必要か。

A. ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生するとの回答が国からありました。

また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります

※ 詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（052-951-2820）までお問い合わせください。

## 【値引きの対象について】

Q 値引きの対象者は。

A. 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第2条第2項で規定される一般消費者等であり、岐阜県内でLPガスを使用する者になります。

また、体積販売で供給されている者を対象とし、質量販売については対象外となります。

Q 岐阜県内というのはメーター住所と消費者（契約者）の住所のどちらのことか。

A. 岐阜県内に設置されたもの（メーター住所が岐阜県内）が対象です。  
消費者住所は県内、県外を問いません。

Q コミュニティガス（旧簡易ガス）は対象になるのか。

A. 対象になります。

Q 国又は地方公共団体の施設は対象になるのか。

A. 学校、図書館、公民館、運動施設、美術館等の直接住民の用に供する施設は対象になります。また、地方公共団体が管理する公営企業についても対象になります。

庁舎や事務所、研究施設等の国又は地方公共団体の職員が事務を執行するための施設は対象外となります。

Q 警察の駐在所など、建物は公共の施設だが、住居を兼ねているため契約者が私人のような場合は、本事業の対象になるのか。

A. 対象になります。

Q 使用量が0 m<sup>3</sup>で、使用実績が無い場合は支援の対象になるのか。

A. ガスメーターが閉栓中である場合は基本料金が発生しませんので、対象外となります。  
使用量が0 m<sup>3</sup>でも、開栓中であり基本料金の支払いがある場合は、対象となります。

Q 使用量が少なく、基本料金も少額で請求金額が1,500円未満の場合も値引きの対象になるのか。

A. 対象になります。  
基本料金と従量料金を合計した請求金額（税抜）が1,500円未満の場合は、請求金額（税抜）を値引き額としてください。

Q 同一の消費者が複数の契約をしている場合などにおいて、2契約目以降の基本料金が発生しない場合は対象になるのか。

A. 対象になります。

Q 1つの住宅（建物）に複数メーターがある場合は、それぞれ対象になるのか。

A. 複数メーターを取り付けている場合は、ガスメーター（契約）ごとに値引きの対象となります。  
よって、2世帯住宅などで同一の建物であっても、世帯ごとにガスメーターを有し、契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

Q 契約を行っている親メーターがあり、その先に子メーターが複数ある場合はそれぞれ対象になるのか。

A. 親メーターの契約者が子メーター分の料金をまとめてLPガス販売事業者を支払っている場合は、LPガス販売事業者において、以下の内容を確認することが可能であれば、使用されている子メーターごとに値引きの対象となります。

- ・子メーターごとに各月のLPガスの使用実績が明らかであること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して、県の支援により利用料金の値引きが実施されていることを周知していること
- ・親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して請求する各月の料金から、LPガス販売事業者による値引き額と同額が値引きされていること

なお、上記のような対応を行った場合には、事業の完了報告時に添付する値引き実績一覧表に各メーターの値引き実績を記載していただきます。また、上記のケースがある場合、抽出検査の対象としません。

## 【値引きの実施について】

Q 一般消費者等への値引きの周知方法はどのように行うべきか。

A. 周知方法については、ハガキの郵送、メールの送信、検針票に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のホームページ上に掲載する場合でも、消費者に対して個別の周知をお願いします。

なお、周知は値引き開始時に1回のみ実施しますが、本事業の期間中に新規契約があった場合には、契約時に必ず周知を行ってください。

<消費者に対する案内文(例)>

岐阜県が実施する「岐阜県LPガス負担軽減事業」により、7月から9月の各月の請求額(税抜)から、毎月1,500円(税抜)を上限に、最大4,500円(税抜)を値引きします。

Q 登録申請の手続きが完了する前に、消費者に対して値引きすることを周知して良いか。

A. 原則として、登録決定後に周知を開始すべきですが、日程等の関係により、登録決定後に対応する時間がとれない場合は、周知を開始しても差し支えありません。

Q 一般消費者等への値引き額の明示方法はどのように行うべきか。

A. 値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、Web明細などに以下の内容を明示してください。なお、請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみ記載でも差し支えありません。

<値引きの事実確認のための記載事項>

- ・ 値引き前後の額
- ・ 値引き額

Q システムの都合上、検針票等に値引き額を表示できない場合はどのようにしたら良いか。

A. 値引き額を明示した別紙を添付するなど、可能な方法で対応をお願いします。

Q 値引きは、消費税率を乗じる前か後のどちらの金額で処理するのか。

A. 値引きは、消費税率を乗じる前の元値から行います。

(例) 値引き前の請求額が税抜8,000円(税込8,800円)の場合

8,000円(元値) - 1,500円(値引き額) = 6,500円

6,500円 × 1.1(消費税率) = 7,150円(値引き後の税込みの請求額)

Q 引っ越しの場合、例えば、8月7日（通常の検針日）に加え、8月20日（引っ越し日の検針）も検針することがある。8月20日検針分は本事業の対象になるのか。

A. 8月7日（通常の検針日）は7月使用分として値引きを行い、8月20日（引っ越し日の検針）は8月使用分として値引きを実施してください。

## 【完了報告について】

Q LPガス販売業者の事務が複雑な部分がある。完了報告書の添付書類である一覧表等などは省略できないのか。

A. 公金により事業費をお支払いする上で、根拠資料の確認が必要となります。必要最小限の内容としていただきますので、ご協力をお願いします。

Q 登録申請時と完了報告時で、値引き対象となる契約件数に差が出て問題ないか。

A. 登録申請時は、令和5年6月1日時点の契約件数を記入し、完了報告時には実際に期間中に値引きを行った契約件数（実績）を記入しますので、登録申請時と完了報告時で契約件数に差が生じても問題ありません。

## 【抽出検査について】

Q 値引きの事実が確認できる書類とは、どのようなものを提出すればよいのか。

A. 領収書やWeb明細、帳簿書類の写しなど、値引き前の金額に対して消費者が値引き後の金額を支払ったことを確認することができる書類の写しを提出してください。また、システム画面上での確認となる場合は、画面のハードコピー（スクリーンショット）をご提出ください。

Q 抽出検査において誤りが判明した場合などはどうなるのか。

A. 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり、現地調査等を実施する場合があります。この場合、事業費の支給が遅れることや減額されることなどがあります。

## 【事業費の支払いについて】

Q 月ごとに値引きを行った場合、都度事業費の支給を受けることができるか。

- A. 値引きの原資等の事業費は、原則、最終の値引き完了後の精算払いによる支給となります。  
ただし、精算払いでは、事業者において本事業の遂行が著しく困難である場合は、7月使用分と8月使用分の値引きの原資の概算払い（前払い）請求することができるため、必要な方は概算払いを申請して下さい。

Q 完了報告書兼請求書を提出してから事業費の支給交付まではどのくらいの期間を要するのか。

- A. 完了報告書兼請求書の提出後に抽出検査を実施し、適正な実施が認められてから事業費を支給します。支給する時期は1月中旬を予定しています。

## 【7月4日 追加事項】

Q 検針票や請求書等には税込金額を記載しており、税抜金額を記載できないが、記載する値引き額を税込金額（例：1,650円）としてもよいか。

- A. 構いません。

Q 値引き額が税抜1,500円未満となるような場合、システムの都合上、検針票等に値引き額を記載できないがどうすればよいか。

- A. 最大1,500円（税抜）が値引きされていることを示していただければ結構です。

Q LPガスの販売以外にも事業を行っており、同一の顧客に対する請求書の中に他の品目も記載される場合、合計金額から値引きを行ってもよいか。

- A. LPガス料金（基本料金と従量料金）が税抜1,500円以上の場合、合計金額から値引きを行っても問題ありませんが、LPガス料金に対する値引きであることが顧客に分かるようにしてください。  
また、LPガス料金が税抜1,500円未満の場合、他の品目を含めた合計金額が税抜1,500円以上となる場合であっても、値引き額はLPガス料金の額までとするよう、ご注意ください。

Q システムの都合上、6月1日時点の契約件数を遡って把握することが困難な場合、事業者登録申請書の『値引き対象となる「一般消費者等」の契約件数（6月1日時点）』の欄には、申請日時点の契約件数を記載してもよいか。

- A. 構いません。

Q 振込先確認書に添付する通帳のコピーについて、当座預金は通帳がないがどうすればよいか。

A. 銀行・支店名、口座番号、口座名義人が確認できるもの（入金帳または小切手帳の写し等）を添付してください。

Q 事務局で作成した消費者向けチラシを消費者へ配布することで、消費者への周知としてよいか。

A. 事務局で作成したチラシを周知に用いても構いませんが、必ずLPガス販売事業者の名称や連絡先等の情報を記載してご利用ください。

Q 7月使用分という考え方がなく、例えば、7/21から8/20検針分という形で顧客に請求しているが、どうすればよいか。

A. この場合、この期間を7月使用分とみなして値引きを行ってください。

Q 販売事業者が独自で値引きを行っている場合、どのように値引けばよいか。

A. 販売事業者による独自の値引き後の額から、本事業による値引きを行ってください。

Q 8月分の概算請求を行う際には、概算払請求書の『① 登録申請書に記入した契約件数』の数値が実際の契約件数と異なっている可能性があるが、この場合も事業者登録申請書と同じ契約件数を記入するのか。

A. 8月分の概算請求書にも、事業者登録申請書に記入した契約件数と同じ数値を記入してください。（実際の契約件数と異なっても問題ありません）

Q 概算払請求書や完了報告書兼請求書に添付する一覧表について、「管理番号など」を記載する項目があるが、具体的にどのような内容を記載すればよいか。

A. 顧客管理番号やメーター番号など、契約者を個々に識別することが可能な情報を記載してください。

Q 概算払請求書や完了報告書兼請求書に添付する一覧表の「管理番号など」について、引越しにより顧客が入れ替わった場合や、テナントビル等の各契約者で同一の管理番号となっている場合はどのように記載すればよいか。

A. 例えば、管理番号に枝番を付けるなど、同一者の契約でないことを識別することができるように記載してください。